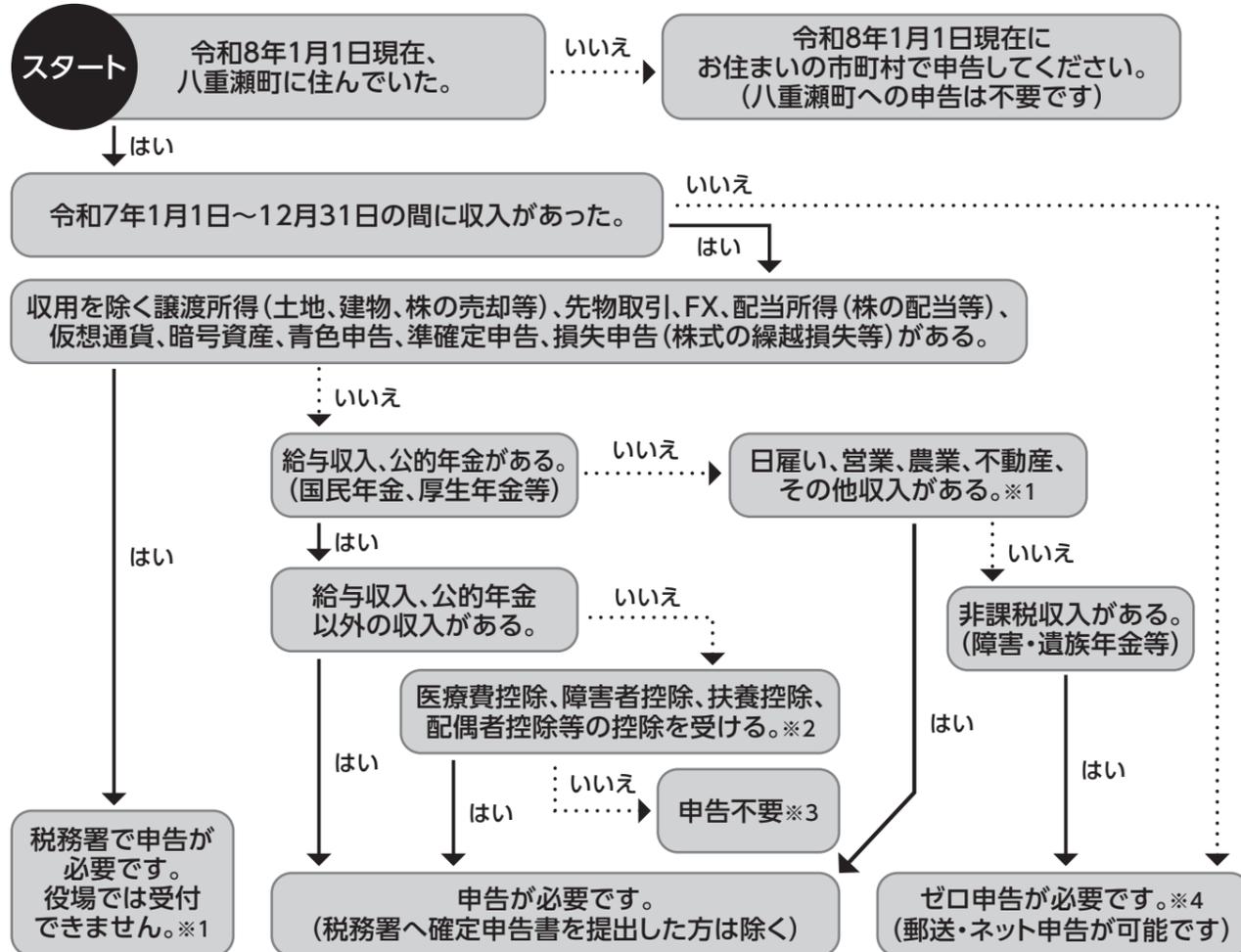


町・県民税申告をする必要があるか確認しましょう!

※このフローチャートは簡易的な目安のため当てはまらない場合があります。また申告の内容によっては役場で受付できない場合もあります。



- ※1 確定申告の青色申告の方や準確定申告(お亡くなりになられた方の代わりに申告)の方、損失申告(株式の繰越損失等)の方は那覇・北那覇税務署の合同会場(結の街)で確定申告をしてください。
- ※2 住宅ローン控除の1回目や雑損控除(災害・盗難・横領等)に該当する方は那覇・北那覇税務署の合同会場(結の街)で確定申告をしてください。
- ※3 勤務先の事業所から給与支払報告書が提出されなかった場合は、申告が必要になります。給与支払報告書の提出の有無については、勤務先の事業所にお問い合わせください。また、給与収入が2,000万円を超える方や2ヵ所以上からの給与収入がある方、年末調整をしていない方、年金収入が400万円を超える方は申告が必要です。(税務署へ確定申告書を提出した方は除く)
- ※4 町・県民税申告書は郵送により提出することができます。また、マイナンバーカードを利用してスマホやパソコンから申告できます。申告がない場合、所得課税証明書等が発行できません。また、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の支給、保育料の算定、その他手当等の判定に際し、前年中の所得の審査を行うため、役場でゼロ申告(所得が無いことの申告)を行う必要があります。

申告に必要な書類		
所得関係	控除関係	その他
<ul style="list-style-type: none"> 給与の源泉徴収票 公的年金の源泉徴収票 営業、農業、不動産の収支内訳書、または帳簿及び領収書 その他所得が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料控除証明書、領収書(国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険) 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書 障害者手帳・医療費控除明細書 医療保険者から発行される「医療費のお知らせ」 医療費の領収書 住宅ローン控除(2回目以降)に係る年末残高証明書、住宅借入金等特別控除証明書 寄附金の受領書・その他控除証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード+身分証」 通帳(所得税の還付がある場合) 税務署からの「お知らせはがき」等 利用者識別番号が記載された書類

《 お問い合わせ | 税務課 住民税班 | ☎098-998-9593 》

令和8年度

町・県民税申告並びに確定申告について

令和8年度の町・県民税申告書は、主に令和7年度の町・県民税申告書を提出した方々に対し、2月上旬に発送を予定しており、2月中旬までにはお手元に届けられる見込みです。

申告書がお手元にない場合でも、会場にて申告書を作成し提出できますので、次ページのフローチャートを参考に申告が必要と判定された方は、必要書類を揃えて申告会場へお越しください。

- 申告期間** 令和8年2月16日(月) ~ 3月16日(月)
- 受付時間** (午前)9:00~10:30 (午後)1:00~3:00
- 申告会場** 八重瀬町役場 1F (※南の駅 やえせでの申告受付はありませんのでご了承ください)

行政区により受付日が異なります

行政区	受付日	行政区	受付日	行政区	受付日
玻名城		具志頭	2月24日(火)	宜次/白川ハイツ/外間団地	3月5日(木)
安里	2月16日(月)	新城	2月25日(水)	友寄/友寄第一団地	3月6日(金)
与座	2月17日(火)	伊覇/県営伊覇団地	2月26日(木)	大倉ハイツ/友寄東ハイツ	
仲座		上田原	2月27日(金)	屋宜原/屋宜原団地	
指定日に来れない方(旧具志頭地区対象)	2月18日(水)	志多伯		県営屋宜原団地	3月9日(月)
後原		指定日に来れない方(全地区対象)	3月1日(日)	高良	3月10日(火)
大頓/県営大頓団地	2月19日(木)	富盛	3月2日(月)	当銘	
港川	2月20日(金)	世名城	3月3日(火)	小城	
長毛/県営長毛団地		外間/外間高層住宅		東風平	3月11日(水)~3月13日(金)
		指定日に来れない方(旧東風平地区対象)	3月4日(水)	指定日に来れない方(全地区対象)	3月16日(月)

税務課からのお願い

- 領収書(必要経費、医療費等)の仕分け・計算の補助は行っておりません。事前に必ずご自身で収支内訳書や医療費の明細書を作成してください。
- 毎年、申告日程の最終週がかなり混雑する傾向にあります。申告会場の混雑を避けるため、行政区ごとの指定日にご来場くださいますようお願いいたします。※都合が悪い方は指定日以外の日でも受付いたします。
- 自動車等の移動手段が無い申告者は、申告会場送迎サービス車両や南部徳洲会病院の送迎バス、八重瀬町のお出かけ送迎サービス車両をご利用ください。(※詳細は広報やえせ1月号別紙をご参照ください)
- 町・県民税の申告は郵送での受付も可能ですのでその際はお電話にてご相談ください。
- 申告期限の3月16日(月)を過ぎますと、次回の申告受付は6月1日(月)からとなりますのでご了承ください。

ゼロ申告の方は、郵送により申告書を提出することで、申告会場へ行かなくても申告ができます!

【受付期間】 令和8年2月16日(月) ~ 3月16日(月) ※当日消印有効
 【郵送先】 〒901-0492 八重瀬町字東風平1188番地 八重瀬町役場 税務課 住民税班宛
 ※申告書がお手元にない場合は、ご連絡いただければ郵送いたします。

スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを利用して電子申告ができます!

○町・県民税の電子申告 eLTAX(エルタックス)・・・eLTAXのホームページ、マイナポータルから申告できます!
 ○所得税の電子申告 e-Tax(イータックス)・・・国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から申告書を作成してe-Taxで送信!
 所得税の確定申告(国税・e-Tax等)について:那覇税務署 ☎098-867-3101

e-TaxやeLTAXで電子申告する方へ

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限の確認をお願いします。所得税等の確定申告で使用するマイナンバーカードの電子証明書は有効期限切れや失効している場合、申告書を送信できません。お早めに有効期限の確認、更新手続きをお願いします。

お問い合わせ:住民環境課 マイナンバー係 ☎098-998-2443